

カムイワッカ地区における検討の進捗状況

トピック

1. 道道知床公園線（知床五湖～カムイワッカ区間）におけるマイカー規制を平成 27 年 8 月 1 日～25 日及び 9 月 19 日～23 日の計 30 日間で実施予定。
2. マイカー規制期間におけるバス旋回場（滝から 500m 手前）からの徒歩利用の運用を開始（平成 28 年まで予定）。
3. カムイワッカから硫黄山登山口間の道路特例使用制度を平成 27 年 6 月 20 日から 9 月 23 日の計 96 日間で運用中。

1. カムイワッカ地区自動車利用適正化対策

- ・平成 27 年度は、8 月 1 日～25 日及び 9 月 19 日～23 日の計 30 日間において、道道知床公園線（知床五湖～カムイワッカ区間）におけるマイカー規制及びシャトルバスの運行を実施。
- ・仮橋の撤去を受け、駐車区画の見直しを関係者で実施。
- ・マイカー規制期間におけるバス旋回場（500m 手前）からの徒歩利用の運用が開始されたため、利用者への周知を目的に利用案内の看板を設置。
- ・混雑が予想される 7 月 18・19 日においては、関係機関が協力して交通誘導等を実施。

2. 硫黄山登山口利用

- ・道道知床公園線カムイワッカ～硫黄山登山口間については、落石の恐れがあることから平成 18 年より通行止めになっており、平成 23 年度より道路特例使用制度を運用している。
- ・平成 27 年度は、6 月 20 日から 9 月 23 日まで計 96 日間道路特例使用制度を運用中。

3. カムイワッカ湯の滝の利用

- ・平成 27 年度のカムイワッカ湯の滝は、平成 18～26 年度と同様に、一の滝上部までを供用区間とし、道道知床公園線の供用期間に合わせ、6 月 1 日から利用可能となった。

4. カムイワッカ部会の開催状況

今年度 12 月頃の開催を予定。道路特例使用期間の設定についても取り上げる予定。

5. 知床国立公園カムイワッカ地区自動車利用適正化対策連絡協議会

平成 27 年 5 月 22 日に協議会を開催した。

<主な決定事項・討議事項>

- ・平成 26 年度自動車利用適正化対策実施結果、収支決算報告及び会計監査報告並びに平成 27 年度実施計画及び収支予算案が確認された。